

台湾向け輸出貝類の取扱要領に基づく証明書発行機関（活貝類）

申 請 窓 口		電 話 番 号
水産庁	水産庁加工流通課	03-3501-1961
宮城県	宮城県農林水産部水産業振興課	022-211-2931
千葉県	千葉県農林水産部水産局水産課	043-223-3031
富山県	富山県水産漁港課	076-444-3294
石川県	石川県農林水産部生産流通課	076-225-1111
静岡県	静岡県経済産業部水産振興課	054-221-2658
和歌山県	和歌山県農林水産部水産局水産振興課	073-432-4111
鳥取県	鳥取県農林水産部水産振興局水産課	0857-26-7111
	鳥取県境港水産事務所	0859-42-3167
山口県	山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課	083-933-3395
徳島県	徳島県農林水産部水産振興課	088-621-2474
愛媛県	愛媛県農林水産部水産局漁政課	089-912-2605
高知県	高知県水産振興部合併・流通支援課	088-821-4611
福岡県	福岡県農林水産部輸出促進課	092-651-1111
長崎県	長崎県水産部水産加工流通課	095-895-2871
大分県	大分県農林水産部	097-536-1111
宮崎県	宮崎県農政水産部水産政策課	0985-26-7145
鹿児島県	鹿児島県商工労働水産部水産振興課長	099-286-2111
沖縄県	沖縄県農林水産部水産課	098-866-2300

（注1）活貝類以外については厚生労働省のホームページを参照すること。

（注2）水産庁は県で行わない分のみ対象とする。

（注3）初めて申請する発行機関には、手続の詳細及び要する日数等を申請先に確認すること。